

名寄市公共施設等再配置計画策定業務 プロポーザル（公募型）実施要領

1 目的

名寄市では、平成 28 年に公共施設の具体的な縮減目標を掲げた「名寄市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、令和 2 年にはコンパクトシティを目指して都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた「名寄市立地適正化計画」を策定した。また、今年 3 月には各公共施設のカルテ・データベースとなりうる「名寄市公共施設個別施設計画」を策定した。

これらの計画を推進していくため、個別施設ごとの再編及び再配置等を含めた方策や時期を具体的に示すロードマップとして位置づける「名寄市公共施設等再配置計画」を策定するに当たり、豊富な経験と専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、契約を行う上で最適な事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 業務の概要

別添「名寄市公共施設等再配置計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(2) 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 25 日まで

(3) 提案限度額

3, 3 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 18 年名寄市訓令第 55 号。以下「事務処理要綱」という。）第 5 条に規定する競争入札参加者資格名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 公共施設等の再編・再配置計画を策定する能力を有し、北海道内自治体の公共施設の再編・再配置計画策定に関わった実績があること。（平成 23 年度以降）
- (3) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 北海道内に本社又は支社又は営業所を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税、法人事業税）を滞納していないこと。
- (7) 名寄市に納税義務がある場合で、市税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされている等の経営状態が著しく不健全でないこと。

(9) 名寄市暴力団排除条例(平成 25 年名寄市条例第 26 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱(平成 25 年名寄市訓令第 1034 号) 第 6 条による措置を受けていない者であること。

(10) 次に定める届出の義務を履行している者(当該届出義務がない者を除く。) であること。

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務

(11) その他必要と認められる要件

4 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加申込書(別記様式第 1 号)

イ 別記様式第 1 号記載の添付資料

① 会社概要(様式任意:沿革・組織等がわかる書類、パンフレット等)

② 企業単体の経営状況を示すもの(貸借対照表及び損益計算書等 直近 3 期分)

③ 参加資格要件確認書(別記様式第 2 号)

④ 業務実績表(公共施設等再配置計画策定業務実績)(別記様式第 3 号)平成 24 年 4 月以降の実績(直近のものから順に 5 件以内)

⑤ 法人の定款及び規約等

(2) 提出部数 正本 1 部 副本 10 部

(3) 提出期限

令和 3 年 6 月 23 日(水) 午後 5 時 30 分まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

※郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受付することとし、電話にて書類の到着確認をすること。

(5) 提出先

096-8686 北海道名寄市大通南 1 丁目 1 番地

名寄市 総合政策部総合政策課

電話: 01654-3-2111 (代) 内線 3315

FAX: 01654-2-5644

E-mail: ny-sousei@city.nayoro.lg.jp

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(別記様式第 4 号)

・提出書類は自由書式とし、原則 A 4 版で、目次を除き本文にページ数を付すこと。

- ・原則両面印刷で、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ・考え方等について文章、表、図等で、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ・専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

イ 見積書【様式任意】

ウ 業務工程表（スケジュール）【様式任意】

エ 業務実施体制（別記様式第5号）

オ 企画提案書の作成にあたっては、以下の点について提案すること。

- ①名寄市公共施設や公有地等の情報を整理し現状及び課題の把握並びに、本市の強み、弱みの調査、分析を行い提案すること。
- ②再配置プログラムを策定するに当たっての課題や留意事項について、仕様書の〈5 業務内容〉（2）民間活力導入及び官民連携・協働の可能性を踏まえ、（3）再配置計画の配置提案について、貴社の認識を示すこと。
- ③貴社が有する独自のアイデアを提案すること。

(2) 提出部数

正本1部 副本10部

(3) 提出期限

令和3年7月12日（月）午後5時30分まで〔必着〕

(4) 提出方法

上記4に同じ

(5) 提出先

上記4に同じ

(6) 留意点

提案書は1事業者につき1提案とする。また、提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

6 質問の受付

(1) 質問方法

質問書（別記様式第6号）の提出による

(2) 質問期限

ア 参加申込みに関する質問 令和3年6月21日（月）まで

イ 企画提案に関する質問 令和3年6月25日（金）まで

(3) 提出方法

電子メールによること。なお、必ず電話で送信確認をすること。

(4) 提出先 上記4に同じ

(5) 質問に対する回答

ア 参加申込みに関する回答 令和3年6月22日（火）まで

イ 企画提案に関する回答 令和3年6月30日（水）までに電子メールにて回答する。なお、質問期限後に回答一覧を参加申込者全員にメールで回答する。

7 参加辞退届

参加申込書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届（別記様式第7号）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

8 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の評価

企画提案書等の内容については、学識経験者等で構成する「名寄市公共施設等再配置計画策定業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の評価及び審査（プレゼンテーション）を行い、次の項目に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

- ア 業務経歴・業務実施体制
- イ 企画提案書
- ウ 見積金額

区分		評価基準	評価点
1 業務の履行	(1) 業務経歴	業務実績が豊富で、本業務の遂行に必要な知見、専門知識、ノウハウを十分に有しているか。	15
	(2) 業務実施体制	業務を適正に履行できる体制、人員数は確保されているか。	
	(3) 担当者の業務実績	実績のある社員が配置されているか。	
2 提案内容	(1) 再配置整備プログラムを策定するに当たっての課題や留意事項について、実施手順、取りまとめイメージが具体的か、実現性の高いものとなっているか	情報を整理し現状及び課題を把握できているか。	115
		本市の強み、弱みの調査、分析ができているか。	

		再配置整備プログラムを策定するに当たっての課題や留意事項について、①対象施設・候補地の視点②適正配置の視点③費用の視点④民間活力及び官民連携・協働の視点⑤市民及び利用者の視点を踏まえているか。	
	(2) 報告書の構成	仕様書の内容を踏まえたものとなっているか。 分かりやすく、見やすい構成、デザインとなっているか。	
	(3) 作業スケジュール	作業スケジュールは、市との調整期間を見込んで設定されているか。	
	(4) 独自提案	本業務に活用できる有益な提案を行っているか。	
3	プレゼンテーション	(1) 企画提案書 企画提案書は分かりやすく作成されていたか。 (2) 提案者 プレゼンテーションは、分かりやすく、説得力があるか。質疑等への応答は、適切であるか。	10
4	見積り	(1) 本業務に係る経費の総額(消費税及び地方消費税を含む。) 見積金額が提案限度額以内であり、積算内訳が妥当であるか。	10
合計			150

(2) 期日

令和3年7月20日(火)

※詳細なスケジュール等は、決まり次第別途通知する。なお、審査(プレゼンテーション)の順番は企画提案書の受付順とする。

(3) 会場

名寄市役所名寄庁舎4階会議室(北海道名寄市大通南1丁目1番地)

(4) 発表要領

各提案者につき、20分以内のプレゼンテーションの後、10分程度の質疑応答を実施する。
なお、当日の説明は、あらかじめ提出した企画提案書を使用すること。

(5) その他

必要な機器類（パソコン等）は提案者が用意すること。

※OAタップ、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

9 事業者の選定

- (1) 審査においては、別途定める評価基準に基づき総合的に審査委員会が評価し、事業の実現性の高い、優れた提案を行った提案者を候補者として選定する。
- (2) 審査結果については、参加事業者に文書で通知する。

10 契約

(1) 仕様の調整

候補者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に市と協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 委託事業者の決定

候補者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託事業者として決定し契約を締結する。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格等」に定める参加資格の要件を満たさなかった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積書が委託契約金額の上限を超えている場合
- (5) ヒアリングへの参加、追加書類の提出等がなかった場合
- (6) 上記(1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、市長が失格とすることが適当であると認めた場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類の一式は、一切返却しないものとする。なお、提出書類は本件プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (3) 提出期限以降の提出書類の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとする。
- (5) 候補者に選定した企画提案書の使用権は、名寄市に帰属するものとする。
- (6) 提出書類は、参加事業者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公開の対象となるものとする。

1 3 実施スケジュール

令和3年6月14日(月)～6月23日(水)	公募開始(募集要領の公表、配布)
令和3年6月15日(火)～6月21日(月)	参加申込みに関する質問の受付
令和3年6月23日(水)	参加申込書の提出期限
令和3年6月21日(月)～6月25日(金)	企画提案に関する質問の受付
令和3年7月12日(月)	企画提案書の提出期限
令和3年7月20日(火)	事業者ヒアリングの実施
令和3年7月下旬	事業候補者の選定、事業者の決定
令和3年7月下旬	委託契約の締結

1 4 担当部署

名寄市 総合政策部総合政策課

住 所：096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地

電 話：01654-3-2111(代) 内線 3315

F A X：01654-2-5644

E-mail：ny-sousei@city.nayoro.lg.jp